

証券コード 4057
2023年8月8日
(電子提供措置の開始日2023年8月2日)

株 主 各 位

東京都千代田区富士見二丁目10番2号
株式会社インターファクトリー
代表取締役 蕪 木 登

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっております。本ご通知に掲載した事項のほか、インターネット上の下記ウェブサイト「第20回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ir.interfactory.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、必要に応じてご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトアクセスして、「インターファクトリー」又は「4057」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、2023年8月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2023年8月24日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番
御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター1階RoomB
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第20期(2022年6月1日から2023年5月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書面を当日、会場受付にご提出ください。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載してお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日 時 2023年8月24日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）	 書面（郵送）で議決権を行使される場合 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。 行使期限 2023年8月23日（水曜日） 午後5時到着分まで	 インターネットで議決権を行使される場合 次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。 行使期限 2023年8月23日（水曜日） 午後5時入力完了分まで
--	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

--	--	--	--	--	--	--	--

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトでログインQRコード

見本

- こちらに議案の賛否をご記入ください。
- 第1、2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

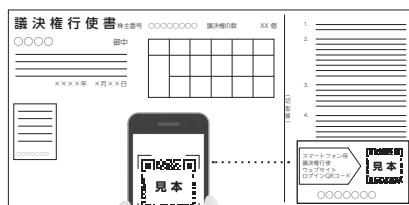
※議決権行使書用紙はイメージです。
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

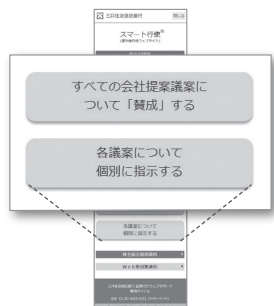
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

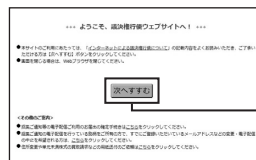
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

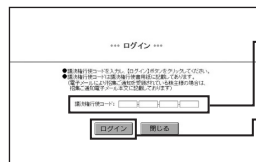
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

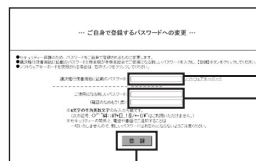
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境が改善される中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が継続することが期待されています。ただし、世界的な金融引き締め等が継続する中で、海外景気の下振れが国内の景気を下押しするリスクとなっているとともに、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要があります。

当社が関わる国内電子商取引市場は、経済産業省が2022年8月に公表した「令和3年度電子商取引に関する市場調査」によるとB to B、B to C共にEC化率が増加傾向にあり、商取引の電子化が引き続き発展しています。一方で、業界におけるエンジニアの数が不足しており、当社におきましてもエンジニアの確保が重要な経営課題となっております。また、各ECサービスにおいては、一層の機能の充実や利便性の拡充、セキュリティ面での安全性強化が求められております。当社は多くのお客様に「ebisumart」をより便利により安心して利用頂くために、品質向上及び機能の改善・強化に注力するとともに、「ebisumart」の信頼性をより高めるため、情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001の認証取得やクレジットカード業界における国際セキュリティ基準であるPCI-DSSへの準拠も継続してまいりました。また、流通総額が大きいハイエンド層向けの新しいクラウドコマースプラットフォームの開発も進めてまいりました。

このような状況の中、システム運用保守売上については、既存店舗の流通総額及びPV数が堅調に推移し、当初計画通りに推移した一方で、システム受託開発売上につきましては、昨年落ち込んでいた受注に持ち直しの動きは見られるものの、当期中の売上回復には至らず、当初計画よりも下回って推移いたしました。また、受注状況の改善を図るべく、リード獲得のためのマーケティング活動に注力した結果、広告宣伝費や営業活動費用が当初計画より大きく増加いたしました。この結果、売上高は2,487,178千円（前期比8.9%増）、営業利益は53,336千円（前期比46.4%増）、経常利益は46,949千円（前期比36.7%増）、当期純利益は22,091千円（前期比9.9%増）となりました。

なお、当社はクラウド型ECプラットフォーム構築事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は395,007千円であり、その内訳は主に自社利用ソフトウェア開発費383,331千円、業務用PCの取得8,967千円等であります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ③ 資金調達の状況
当事業年度において、新株予約権の行使により83,457千円の払込がありました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2020年5月期)	第 18 期 (2021年5月期)	第 19 期 (2022年5月期)	第 20 期 (当事業年度) (2023年5月期)
売 上 高(千円)	1,830,313	2,170,319	2,283,193	2,487,178
経 常 利 益(千円)	162,540	193,726	34,349	46,949
当 期 純 利 益(千円)	103,609	131,025	20,105	22,091
1 株当たり当期純利益 (円)	32.18	34.64	5.03	5.46
総 資 産(千円)	854,353	1,448,042	1,499,646	1,704,790
純 資 産(千円)	268,829	952,914	1,008,388	1,118,806
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	83.49	238.74	251.71	271.27

- (注) 1. 当社は、2020年3月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。当社は1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(4) 対処すべき課題

当社は、クラウドコマースプラットフォーム事業という単一の事業で成長してまいりましたが、今後はサービス領域を拡大し、「ECビジネス成長支援事業」及び「データの統合及び活用を目的とした新事業」を新たに展開し、EC事業者の幅広いニーズに応えていくために、収益手段の多様化を図ってまいります。伴って、次の3つの事業への投資を積極的に行い、中長期的に企業価値を高めていく所存でございます。

1) クラウドコマースプラットフォーム事業

① オープンプラットフォーム化の推進

APIを公開し、当社のパートナー企業が広く「ebisumart」のカスタマイズに参加できる環境を整備することにより、パートナー開拓を通じた事業規模の拡大を進めてまいります。

② 顧客満足度の向上

a. サポートサイトの充実

顧客向けサポートサイトの更なる充実を図り、マニュアルや各種説明資料、Q&Aコンテンツの拡充を通じて、一層わかりやすく改善してまいります。

b. 標準・オプション機能の追加開発

ECサイト構築プラットフォームという特性から、他社サービスと比較して機能的な優位性を維持する必要があります。顧客ニーズを注意深く収集し、他社システムに対する優位性を確保すべく機能開発を積極的に進め、標準又はオプション機能（有償）として提供してまいります。具体的にはBtoB向けの機能強化について重点的に取り組んでまいります。

c. ハイスペックの新たなクラウドコマースプラットフォームの提供

EC市場拡大と既存顧客の成長を見越し、EC流通総額が従来より大きな顧客層に対応可能なハイスペックのクラウドコマースプラットフォームの提供を開始し、新たな顧客層の獲得により、引き続きクラウド型ECプラットフォーム市場においてシェアの拡大に努めてまいります。

d. 品質改善・セキュリティ対策

さらなるプログラムの品質向上を目指し、品質管理体制の強化、自動テストの導入などを実施し安定稼働とパフォーマンスの向上を目指します。また、ISO/IEC27001の認証、PCI-DSSへの準拠など、セキュリティ面の強化にも積極的に取り組んでまいります。

e. カスタマーサクセスの強化

「ebisumart」を利用いただいている顧客に対し、さらなる売上向上及びユーザビリティの向上を目的とした助言・提案を行う体制を強化し、売上拡大に繋げてまいります。

③ 営業力の強化

a. パートナーネットワークの構築

「ebisumart」の販売代理店となるセールスパートナー、「ebisumart」を利用したS I

(システムインテグレーション)を行うソリューションパートナー、「ebisumart」を自社ブランドで提供するOEMパートナー、当社が受託したシステムの開発や当社サービスを用いたECサイトのデザインを委託するアウトソースパートナー、「ebisumart」向けのアプリケーションを開発するアプリケーションパートナーの開拓を引き続き行い、当社サービスの普及拡大を推進してまいります。また、小規模EC事業者向けサービス「ebisumart zero」を拡販するために、各パートナーと協力体制を構築し、幅広い顧客層にアプローチしてまいります。

b. ブランディング・広告販売の強化

当社サービスの知名度をさらに高めるため、引き続き積極的なセールスプロモーション及びPRを行い、ブランド力の向上に努めてまいります。

c. 人材の確保・育成について

当社はインターネットを通じたコンピュータサービスの提供を行っており、全てのサービスが直接的に人の手で構築運用されております。このような環境の中におきましては高度なシステムエンジニアリング及びコンタクトセンターサービスを提供する必要があり、有能な人材の採用及び継続的な教育は経営上の重要な課題として位置付けております。

d. 顧客ニーズの収集体制強化

従来よりECコンシェルジュという専任のサポートスタッフによるコンタクトセンター運用を通じ、顧客満足度の向上を図って参りましたが、更なる顧客満足度の向上のため営業部門のチーム編成を刷新し、主体的に顧客のニーズを収集できる体制を構築しております。引き続き収集した情報を基に顧客満足度及び品質の向上を図ってまいります。

e. エンジニアの強化

顧客のサイト新規オープン並びに運用開始後の修正作業について、アウトソースパートナーへの開発委託を積極的に推進する一方で、コアプロダクトにつきましては品質及びスピードを重視し引き続き社内で開発を行っていくため、継続的なエンジニアの採用及び教育を推進してまいります。

④ 収益力の強化

a. ストック収益の拡大

当社は収益力を強化するために、新規店舗の獲得によりストック収益であるシステム運用保守売上を最大化するとともに労務費、サーバー費用等の各種原価削減に努めてまいります。

b. プロジェクト・マネジメントの強化

現在比較的大規模のプロジェクトが増加しており、不採算案件の発生は収益を大きく毀損することになるため、プロジェクト・マネジメントの強化を図り、不採算案件を発生させないための取り組みを強化してまいります。

2) ECビジネス成長支援事業

① 「ebisu growth」サービスの浸透及びラインナップの拡充

ECモール及び自社ECサイトを運営する全ての事業者を対象とした、EC事業の成長を戦略立案から実務まで一気通貫で支援するサービス「ebisu growth」の浸透及びサービスラインナップの拡充を図ってまいります。

② 潜在ニーズへの対応

EC事業者のみならずEC事業者を利用する顧客の潜在ニーズを捉えた提案を適時適切に実施できるよう、最新情報のキャッチアップから最適解の提案及び実行に努めてまいります。

3) データの統合及び活用を目的とした新事業の構築

「データの統合及び活用を目的とした新事業」として、EC事業者の基幹システムと各販売チャネル、タッチポイントを繋ぎ、リアルとECデータの統合及び活用を可能とするためのプラットフォームの開発及びサービスの構築・展開を進めてまいります。数多く存在するリアルとECに関連するソリューションデータの統合、一元管理における最適化を行うサービスを構築してまいります。また、新事業構築に伴い当社のエンジニア人材の流動性を高めて技術力向上をはかることも重要な目的と考えております。

(5) 主要な事業内容 (2023年5月31日現在)

クラウドコマースプラットフォーム「ebisumart」の開発及び運用保守並びにコンサルティングサービス業務

(6) 主要な事業所等 (2023年5月31日現在)

本 社	東京都千代田区
営 業 拠 点	大阪オフィス (大阪府大阪市)
開 発 拠 点	開発センター (東京都千代田区)、福岡開発ラボ (福岡県福岡市)、宮崎開発ラボ (宮崎県宮崎市)、沖縄開発ラボ (沖縄県那覇市)

(7) 従業員の状況 (2023年5月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
153名	5名増	33.7歳	4.7年

(注) 従業員数には、臨時従業員 (パート・アルバイト) 1名及び派遣社員48名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	100,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	50,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 12,880,000株

(2) 発行済株式の総数 4,124,400株

(注)新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は118,300株増加しております。

(3) 株主数 3,153名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
蕪木登	1,600,000	38.8
株式会社森本店	202,600	4.9
蕪木有紀	200,000	4.8
ヤマト運輸株式会社	90,000	2.2
インターファクトリー従業員持株会	75,300	1.8
兼井聡	75,000	1.8
川端修三	45,900	1.1
三石祐輔	45,000	1.1
株式会社SBI証券	37,300	0.9
赤荻隆	35,000	0.8

(注) 自己株式は保有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2022年12月21日開催の取締役会決議に基づき発行した第6回新株予約権

発行日	2023年1月6日
新株予約権の総数	10,000個
発行価額	総額4,870,000円（本新株予約権1個につき487円）
行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額:1,144円 下限行使価額:687円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げた金額に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額687円）を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
割当先	SMB C日興証券株式会社
行使期間	2023年1月10日から2026年1月30日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

<p>新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価額及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
--	--

- (注) 1. 本新株予約権は行使価格修正条項付きの新株予約権であります。
2. 本新株予約権について、当事業年度末までに1,183個が行使されており、その結果、資本金及び資本準備金がそれぞれ42,016千円増加しております。
3. 2023年6月21日の取締役会決議に基づき本新株予約権について、2023年7月6日に残存する全ての新株予約権を取得するとともに、取得後直ちに消却いたしました。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年5月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	蕪 木 登	CEO
取 締 役	兼 井 聡	製品開発部門・情報システム部門担当
取 締 役	三 石 祐 輔	マーケティング戦略部門担当
取 締 役	赤 荻 隆	CFO管理・財務部門担当
取 締 役	菅 野 雅 之	
取 締 役	鳥 山 亜 弓	千代田国際法律会計事務所 弁護士・公認会計士 セントラル総合開発株式会社 社外取締役 独立行政法人北方領土問題対策協会 監事（非常勤）
常 勤 監 査 役	加 山 宏	
監 査 役	藤 田 裕 二	藤田公認会計士事務所 所長
監 査 役	南 出 浩 一	南出公認会計士事務所 所長 やまと監査法人代表社員 Mipox株式会社 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役菅野雅之氏及び鳥山亜弓氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 常勤監査役加山宏氏、監査役藤田裕二氏及び南出浩一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役藤田裕二氏及び南出浩一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、菅野雅之氏、鳥山亜弓氏、加山宏氏、藤田裕二氏及び南出浩一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員と会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で定める額を責任の限度としております。

なお、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度と

して免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、会社訴訟、株主代表訴訟等による被保険者が負担することとなった損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意または重過失に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の個人別の内容にかかる決定方針は、2021年2月17日開催の取締役会にて決議し、2021年7月21日開催の取締役会において改定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認するとともに、個々の取締役の具体的な報酬額の相当性について審議しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬を固定報酬である基本報酬と、変動報酬である業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、在任中に定期的に支払う月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し

て決定するものとします。

3. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

イ) 固定報酬と業績連動報酬の割合の決定

固定報酬と業績連動報酬の割合は、概ね9：1程度とします。固定報酬は毎月定期同額報酬として支給し、業績連動報酬は賞与として年1回、7月10日に支給するものとします。

ロ) 標準的な業績連動報酬額及び業績指標の決定

標準的な業績連動報酬の額を11,000,000円とします。業績連動報酬は業績指標に基づいて変動するものとします。業績指標については以下のとおりとし、それぞれ、業務執行の成果、資本の有効活用度を測定するために選定いたしました。なお、当該指標を選択した理由は、一過性の特別損益の影響を受けない経営活動全般の利益を表していることからモチベーション効果が高いこと、及び経営の効率性を図る尺度として有効であると判断したためであります。

- ・営業利益率：業務執行の成果を測定する指標。
- ・ROIC：資本の有効活用度を測定する指標。

ハ) 業績連動報酬の計算方法

各指標のウェイト付けは、営業利益率7、ROIC3の割合でウェイト付けを行うものとし、各指標の実績に対するポイントの設定を、以下のとおりとします。

<営業利益>

利益率	マイナス	0%	2%	4%	6%	8%	10%	12%	14%	16%	18%	20%
係数	0	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5

<ROIC>

利益率	マイナス	0%	2%	4%	6%	8%	10%	12%	14%	16%	18%	20%
係数	0	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5

※1 当社は営業利益10%を正常値と考えているためこれを標準とします。

※2 ROICの業界（情報通信）平均が約10%のため、これを標準とします。

※3 指標がマイナスの場合または予算未達の場合は支給しません。なお、当事業年度においては予算未達であったため、業績連動報酬の支給はございません。

4. 報酬等の種類別の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績の達成度合いに応じて取締役

会で決定します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する方針
個人別の報酬額については、取締役会において決議します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	104,385千円 (6,326)	104,385千円 (6,326)	-	-	6名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,360 (12,360)	12,360 (12,360)	-	-	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	116,745 (18,686)	116,745 (18,686)	-	-	9 (5)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2019年8月21日開催の第16回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2019年8月21日開催の第16回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役鳥山亜弓氏は、千代田国際法律会計事務所所長、セントラル総合開発株式会社の社外取締役及び独立行政法人北方領土問題対策協会の監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役藤田裕二氏は、藤田公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役南出浩一氏は、南出公認会計士事務所所長、やまと監査法人代表社員及びMipox株式会社の非常勤監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 菅野 雅之	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席しました。経営者・技術者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会及び重要な会議に参画し助言・提言を行っております。
取締役 鳥山 亜弓	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席しました。弁護士・公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会及び重要な会議に参画し助言・提言を行っております。
監査役 加山 宏	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会については12回のうち12回に出席しました。上場会社の取締役・監査役としての豊富な経験に基づく助言・提言を行うとともに、その他重要な会議についても参画し、常勤監査役として取締役の職務執行を監査しております。
監査役 藤田 裕二	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会については12回のうち12回に出席しました。公認会計士として主に当社の会計全般について、専門家としての見識に基づく助言・提言を行っております。
監査役 南出 浩一	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会については12回のうち12回に出席しました。公認会計士として主に当社の会計全般について、専門家としての見識に基づく助言・提言を行っております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,700千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査役会は、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」の整備として、以下のとおり基本方針を制定しております。取締役会はその整備、運用について不断の見直しを行い、効率的で適法かつ

適正な企業経営を行って参ります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 取締役は、当社が共有すべきルールや考え方を「インターファクトリーの経営目的と道」として表し、朝礼等において従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続的に行うことにより企業倫理の確立並びに法令、定款及び社内規程遵守の重要性に対する意識を高めます。
 - b コーポレートディベロップメント部は、コンプライアンス規程に基づきコンプライアンスに関する情報収集及び周知を定期的に行うとともに、コンプライアンス違反の事実が発生した場合には原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行います。
 - c 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
 - d 内部監査担当者は、「インターファクトリーの経営目的と道」の周知徹底のための活動を行い、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
 - e 当社は、法令もしくは社内規程に違反する行為または当社に著しい損害を与える恐れのある事実を早期に発見、是正することを目的として内部通報制度を構築し、周知徹底します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等の定めに従い、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理します。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。
 - b 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理します。
 - c 情報セキュリティに関する基本方針、規則等を定めるとともに「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティに関する情報の取集及び社内への周知徹底を図ります。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a 当社は、適切なリスク管理を行うため、「リスク管理規程」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。
 - b 各部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
 - c 各部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する部門及び内部監査担当者にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役会に報告します。
 - d 内部監査担当者は、各部門が実施するリスク管理を監査し、体系的かつ効果的に行われるよう問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
 - e 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、内部監査担当者において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告します。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社に重大なリスクの生じる恐れのある意思決定事項に関してはマネージャー会議にて審議を行ったうえで、社長決裁ないし取締役会決議を行います。
 - b 業務執行に関しては、取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「執行役員制度」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等、に基づき、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化します。
- ⑤ 従業員のコンプライアンスを確保するための体制
- a 従業員が業務を行うにあたり、社内ルールを守り、法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発行動を行います。
 - b 会社組織及び社内の各部署における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備します。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項
- a 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、当社は、監査役の職務を補助するため、当社の従業員の中から当該業務に従事する従業員を選び、監査役の職務を補助させることができることとします。
 - b 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとします。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- a 取締役、執行役員及び従業員が、経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等を、監査役又は監査役会に報告できる体制を構築します。
 - b 取締役、執行役員及び従業員は、業務又は業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、又はこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、監査役又は監査役会に速やかに報告します。
 - c 前号の報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役、執行役員及び従業員に周知徹底します。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役は、取締役会ならびにその他の重要な会議及び委員会に出席するとともに、稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて関係する取締役、執行役員または従業員に説明を求めます。
 - b 内部監査担当者は、内部監査の内容について適時に監査役と打ち合わせるなどして監査役会と緊密に連携を図り、効率的な監査役監査に資するように協調して監査業務を進めます。
 - c 当社は、監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、社内の規程に基づき速やかに当該費用の支給を行うものとします。また、担当部門は每期この支給に必要な予算措置を講じるものとします。
- ⑩ 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- a 「反社会的勢力対策規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ります。
 - b 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の内部統制システムの概要に基づき、概要を具体化するための体制及び規程等を整備し、それらを当社の役職員に周知徹底しております。また、当社はコーポレート・ガバナンスを徹底することが企業価値の最大化に資することとなると考えております。当事業年度における内部統制システムの運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき原則月1回取締役会を開催しており、経営上の重要事項を決定するとともに、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督いたしました。

② 監査役の職務の執行について

当社は、「監査役会規程」に基づき原則月1回監査役会を開催しており、経営の適法性、内部統制の相当性、業務の有効性と継続性に関して審議検証し、また、稟議書等の業務執行に係る重要文書を開覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るため、適宜経営に対して助言、提言を行いました。また、監査役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監査を実施いたしました。

③ コンプライアンス体制について

当社は、コーポレートディベロップメント部が中心になり、コンプライアンス意識を高めるため、関連部門と連携し情報収集を行うとともに朝礼・会議等を活用し研修会を継続して行いました。また、内部通報窓口をコーポレートディベロップメント部及び外部弁護士事務所に設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	878,475	流動負債	571,117
現金及び預金	301,933	買掛金	35,223
電子記録債権	13,472	短期借入金	250,000
売掛金及び契約資産	455,443	未払金	90,249
仕掛品	14,581	未払費用	141,598
貯蔵品	62	前受金	16,417
前払費用	91,844	預り金	6,591
その他	1,138	未払法人税等	19,589
固定資産	826,315	未払消費税等	11,446
有形固定資産	26,025	固定負債	14,866
建物	16,424	資産除去債務	14,866
工具、器具及び備品	9,601	負債合計	585,983
無形固定資産	719,372	(純資産の部)	
ソフトウェア	679,091	株主資本	1,114,512
ソフトウェア仮勘定	40,280	資本金	435,600
投資その他の資産	80,916	資本剰余金	319,200
投資有価証券	857	資本準備金	319,200
敷金	77,026	利益剰余金	359,712
繰延税金資産	1,033	利益準備金	648
その他	4,839	その他利益剰余金	359,064
貸倒引当金	△2,839	繰越利益剰余金	359,064
資産合計	1,704,790	新株予約権	4,293
		純資産合計	1,118,806
		負債純資産合計	1,704,790

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,487,178
売上原価		1,523,793
売上総利益		963,385
販売費及び一般管理費		910,049
営業利益		53,336
営業外収益		
受取保険金	428	
雑収入	1,200	
その他	121	1,750
営業外費用		
支払利息	2,740	
支払手数料	5,396	
その他	0	8,136
経常利益		46,949
特別損失		
投資有価証券評価損	9,138	9,138
税引前当期純利益		37,811
法人税、住民税及び事業税	16,616	
法人税等調整額	△897	15,719
当期純利益		22,091

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	393,583	277,183	648	336,973	337,621	1,008,388		1,008,388
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	42,016	42,016				84,033		84,033
当 期 純 利 益				22,091	22,091	22,091		22,091
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						-	4,293	4,293
当 期 変 動 額 合 計	42,016	42,016	-	22,091	22,091	106,124	4,293	110,418
当 期 末 残 高	435,600	319,200	648	359,064	359,712	1,114,512	4,293	1,118,806

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

株式会社インターファクトリー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 丸 田 力 也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターファクトリーの2022年6月1日から2023年5月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月26日

株式会社インターファクトリー 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 加山 宏 ㊟
監査役（社外監査役） 藤田 裕二 ㊟
監査役（社外監査役） 南出 浩一 ㊟

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	<p>かぶらき のぼる 蕪木 登 1973年10月10日 (再任)</p>	<p>1998年4月 株式会社システムマネジメント入社 2001年1月 株式会社ケー・ソフト入社 2003年6月 有限会社インターファクトリー設立 2006年7月 株式会社インターファクトリーへ組織変更、代表取締役社長兼CEO就任（現任）</p>	1,600,000株
	<p>【選任理由】 蕪木登氏は、設立以来当社の経営の先頭に立ち、優れた手腕を発揮して当社の現在を築き上げました。また、取締役社長として公正で開かれた議事運営による取締役会の実効性向上に努めております。当社の持続的な成長と企業価値向上を推進していくためのガバナンス強化に取り組むうえで適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
2	<p>かねい さとし 兼井 聡 1977年5月29日 (再任)</p>	<p>2001年4月 株式会社アドマップス入社 2001年9月 株式会社ケー・ソフト入社 2006年1月 当社入社 システムソリューション部長就任 2006年12月 当社取締役就任（現任） 製品開発部門・情報システム部門担当</p>	75,000株
	<p>【選任理由】 兼井聡氏は、当社入社以来、製品開発部門、営業部門の責任者を務め、当社事業の成長に多大な貢献と実績を上げており、事業推進に強いリーダーシップを発揮しております。当社の持続的な成長と企業価値向上を推進していくためのガバナンス強化に取り組むうえで適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	三石 祐輔 1980年7月31日 (再任)	2005年4月 株式会社トライアックス入社 2005年9月 ゼンキュー株式会社設立、代表取締役 就任 2008年2月 エーティーパートナーズ設立、代表取締 役就任 2010年12月 株式会社アルトリスト設立、代表取締役 就任 2013年3月 当社入社 マネジメントプランニング部 部長就任 当社取締役就任 (現任) マーケティング戦略部門担当	45,000株
<p>【選任理由】 三石祐輔氏はマーケティング戦略に関する相当程度の知識を有し、当社入社以来マーケティング戦 略業務に携わり企業及びプロダクトの認知度向上に努め、当社事業の成長に多大な貢献と実績を上げ ております。当社の持続的な成長と企業価値向上を推進していくためのガバナンス強化に取り組むう えで適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	赤荻 隆 1966年8月27日 (再任)	1989年4月 レンゴー株式会社入社 1991年10月 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あ ずさ監査法人) 入社 1995年4月 公認会計士登録 1998年10月 税理士登録 2004年3月 アーク監査法人 (現アーク有限責任監査 法人) 社員就任 2013年3月 当社監査役就任 2014年6月 当社コーポレートディベロップメント部 部長就任 (現任) 2014年8月 当社取締役兼CFO就任 (現任) 管理・財務部門担当	35,000株
<p>【選任理由】 赤荻隆氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有す るものであります。また、当社入社以来財務会計・人事総務分野を担当し、現在はCFOとして経営 基盤の強化に多大な貢献と実績を上げております。当社の持続的な成長と企業価値向上を推進してい くためのガバナンス強化に取り組むうえで適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者 といたしました。</p>			

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">とりやま あゆみ 鳥山 亜弓 1971年3月23日 (再任)</p>	<p>1996年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 2000年4月 公認会計士登録 2010年12月 弁護士登録（東京弁護士会）隼あすか法律事務所入所 2013年7月 千代田国際法律会計事務所開設、所長就任（現任） 2015年6月 セントラル総合開発株式会社 社外取締役就任（現任） 2015年10月 独立行政法人北方領土問題対策協会 監事（非常勤）就任 2021年8月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 千代田国際法律会計事務所所長 弁護士・公認会計士 セントラル総合開発株式会社 社外取締役</p>	0株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 鳥山亜弓氏は弁護士・公認会計士の資格を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる実務経験から会社経営、企業法務及び財務会計に関する相当程度の知見を有し、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益な意見や助言をいただけたらと考え、当社のガバナンス強化と業務執行を監督するうえで適切な人材と判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	※ さ さ が わ だ い す け 笹川 大介 1957年5月7日 (新任)	1981年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年4月 日本高速通信株式会社（現KDDI株式会 社）入社 2014年10月 auフィナンシャルサービス株式会社 出向 常勤監査役就任 2018年6月 KDDI株式会社 リスクマネジメント本 部監査部マネージャー就任 2018年6月 アイレット株式会社 非常勤監査役就任 2018年6月 国際ケーブル・シップ株式会社（現 KDDIケーブル・シップ株式会社）非 常勤監査役就任 2018年6月 株式会社Jストリーム 非常勤監査役就 任 2018年6月 au損害保険株式会社 非常勤監査役就 任 2019年4月 auじぶん銀行株式会社 非常勤監査役 就任 2019年6月 KDDIデジタルデザイン株式会社 非常 勤監査役就任 2020年3月 株式会社ロイヤリティマーケティング 非常勤監査役就任 2021年4月 auカブコム証券株式会社 社外監査役 就任 2022年6月 株式会社ナターシャ 非常勤監査役就任	0株
【選任理由及び期待される役割の概要】 笹川大介氏は上場企業での実務経験及び複数企業における監査役としての豊富な経験から、会社経営及びリスクマネジメントに関する相当程度の知見を有し、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益な意見や助言をいただけると考え、当社のガバナンス強化と業務執行を監督するうえで適切な人材と判断したため、同氏を新たに社外取締役候補者といたしました。			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役に関する事項は次のとおりであります。
- ①鳥山亜弓氏、笹川大介氏は社外取締役候補者であります。
 - ②当社は、鳥山亜弓氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。同氏が社外取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員として同取引所へ届け出る予定です。
 - ③当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、鳥山亜弓氏との間において責任限定契約を締結しております。当該契約に基づき、損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項で定める額としております。なお、同氏が社外取締役に再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。
 - ④鳥山亜弓氏は、現在、社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時を以て2年となります。
 - ⑤笹川大介氏が社外取締役に選任され就任した場合には、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、同取引所へ届け出る予定です。
 - ⑥笹川大介氏が社外取締役に選任され就任した場合には、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間において責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で定める額とします。
 - ⑦当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の保険料を、被保険者は負担しておりません。当該保険契約により、会社訴訟、株主代表訴訟等による被保険者が負担することとなった損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意または重過失に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を、任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	かやま ひろし 加山 宏 1954年4月19日 (再任)	1982年7月 東京中小企業家同友会入社 1986年2月 鈴木電興株式会社（現スズデン株式会社）入社 1999年6月 同社取締役就任 2008年6月 同社常勤監査役就任 2014年7月 当社社外常勤監査役就任（現任）	15,000株
<p>【選任理由】 加山宏氏は、上場企業での豊富な実務経験とともに取締役及び常勤監査役の経験があることに加え、企業監査における幅広い知見を有しており、客観的および専門的な視点より有益な意見や助言をいただくことが期待できることから、当社の持続的な成長と企業価値向上を推進していくためのガバナンス強化に取り組むうえで適切な人材と判断したため、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。</p>			
2	ふじた ゆうじ 藤田 裕二 1962年5月24日 (再任)	1987年4月 東京国税局入局 1992年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 1998年4月 公認会計士登録 1999年1月 藤田公認会計士事務所設立所長就任（現任） 2004年3月 アーク監査法人（現アーク有限責任監査法人）社員就任 2014年8月 当社社外監査役就任（現任） (重要な兼職の状況) 藤田公認会計士事務所 所長	0株
<p>【選任理由】 藤田裕二氏は、公認会計士の資格を有し上場企業の監査経験も豊富であり、当社の持続的な成長と企業価値向上を推進していくためのガバナンス強化に取り組むうえで適切な人材と判断したため、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	みなみで こういち 南出 浩一 1973年7月28日 (再任)	1999年10月 中央監査法人入社 2005年3月 公認会計士登録 2005年7月 能登谷会計事務所入所 2006年4月 南出公認会計士事務所設立所長就任 (現任) 2006年5月 株式会社ループス・コミュニケーションズ入社 2008年6月 アーク監査法人 (現アーク有限責任監査法人) 社員就任 2013年6月 Mipox株式会社 非常勤監査役就任 (現任) 2014年8月 当社社外監査役就任 (現任) 2014年11月 やまと監査法人設立 代表社員就任 (現任) (重要な兼職の状況) 南出公認会計士事務所 所長 Mipox株式会社 社外監査役 やまと監査法人設立 代表社員	0株
<p>【選任理由】 南出浩一氏は、公認会計士の資格を有し上場企業の監査経験も豊富であり、当社の持続的な成長と企業価値向上を推進していくためのガバナンス強化に取り組むうえで適切な人材と判断したため、同氏を引き続き監査役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加山宏氏及び藤田裕二氏、南出浩一氏は社外監査役候補者であります。
3. 加山宏氏及び藤田裕二氏、南出浩一氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ9年となります。
3. 当社は、加山宏氏及び藤田裕二氏、南出浩一氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。各氏が社外監査役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員として同取引所へ届け出る予定です。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、加山宏氏及び藤田裕二氏、南出浩一氏との間において責任限定契約を締結しております。当該契約に基づき、損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項で定める額としております。なお、各氏が社外監査役に再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の保険料を被保険者は負担しておりません。当該保険契約により、会社訴訟、株主代表訴訟等による被保険者が負担することとなった損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするため、被保険者の故意または重過失に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を、任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(ご参考)

取締役・監査役のスキルマトリックス

※本総会において各候補者が選任された場合

氏名	当社における地位及び担当	企業経営	業界の知見	営業・マーケティング	財務会計	コンプライアンス・リスクマネジメント
蕪木 登 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役	●	●	●		
兼井 聡 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 製品開発部門・情報システム部門担当	●	●	●		
三石 祐輔 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 マーケティング部門担当	●	●	●		
赤荻 隆 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 管理・財務部門担当	●			●	●
鳥山 亜弓 <input type="checkbox"/> 再任	社外取締役				●	●
笹川 大介 <input type="checkbox"/> 新任	社外取締役	●	●		●	●
加山 宏 <input type="checkbox"/> 再任	社外監査役	●				●
藤田 裕二 <input type="checkbox"/> 再任	社外監査役				●	●
南出 浩一 <input type="checkbox"/> 再任	社外監査役				●	●

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番
御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター
1階RoomB
TEL 03-6206-4855



交通	J R 御茶ノ水駅	聖橋口より	徒歩約 1 分
	地下鉄新御茶ノ水駅	B2 番出口より	徒歩約 2 分
	地下鉄御茶ノ水駅	1 番出口より	徒歩約 4 分
	地下鉄小川町駅	B3 番出口より	徒歩約 6 分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。